平成２４年（フ）第１７４８号
福岡県春日市上白水９丁目43番地フローラ博多南ＰａｒｔⅡ・207号
債務者　飛松美穂子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６８号
福岡市城南区七隈４丁目13番４号
債務者　上村　優子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６号
福岡県久留米市宮ノ陣町若松1914番地１
債務者　関　　寿広
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４０号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地　松涛団地松１棟２号
債務者　富樫　伸也
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１２１号
茨城県牛久市猪子町828番地17　ローズハウス106
債務者　山本喜久男
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
茨城県取手市宮和田531番地２―403、前住所千葉県我孫子市南新木３丁目14番地の３
債務者　瀧上　　忠
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
茨城県取手市寺田5165番地３
債務者　岩井しづ子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
茨城県牛久市上柏田３丁目28番地３　ドールハウスＦ棟
債務者　松本　秀美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
石川県七尾市能登島鰀目町32部54番地
債務者　谷口登志美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２８２号
山梨県南アルプス市野牛島2558番地３　県営団地１―202号
債務者　岡嶋　清法
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地23号館213号
債務者　小林　　諭
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
山梨県中巨摩郡昭和町築地新居342番地17　ハイツひろよし103号
債務者　廣瀬　照代
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３８７号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番16―501号
債務者　保田　英喜
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７５号
大阪市旭区大宮４丁目７番19号
債務者　山本　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２７号
大阪市浪速区恵美須東１丁目１番８―702号
債務者　西山知恵子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２９号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番６号　サニーフラット長原302号、前住所大阪市平野区長吉出戸７丁目11番９号
債務者　上田　進一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部